



発行 新潟県

**第 88 号**

平成24年11月9日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1340 土地改良区役員の退任届（農地計画課）
- 1341 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 1342 道路の区域変更（道路管理課）
- 1343 道路の供用開始（道路管理課）
- 1344 道路の区域変更（道路管理課）
- 1345 道路の供用開始（道路管理課）
- 1346 道路の区域変更（道路管理課）
- 1347 道路の供用開始（道路管理課）
- 1348 道路の区域変更（道路管理課）
- 1349 道路の供用開始（道路管理課）
- 1350 道路の区域変更（道路管理課）
- 1351 道路の供用開始（道路管理課）
- 1352 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 1353 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）
- 1354 都市計画事業の変更施行（都市政策課）
- 1355 都市公園の区域変更と供用開始（都市整備課）
- 1356 車両の乗り入れができる場所の指定（都市整備課）

公 告

大規模小売店舗の変更（商業振興課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）

企業局管理規程

7 新潟県企業局の自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程（企業局施設課）

選挙管理委員会規程

9 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）



◎新潟県告示第1340号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、村上市の荒川沿岸土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成24年11月9日

新潟県村上地域振興局長

1 退 任

理事 村上市佐々木365番地2 稲垣 恒郎

退任年月日 平成24年10月26日

◎新潟県告示第1341号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、小千谷市の小千谷土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成24年11月9日

新潟県長岡地域振興局長

1 就任

理事	小千谷市鴻巣町971番地	川上 東陽 (理事長)
〃	〃 大字千谷甲1940番地	新保 功
〃	〃 大字小栗田36番地	和田 重和
〃	〃 大字三仏生3092番地2	和田 孝司
〃	〃 高梨町3518番地	大平 由廣
〃	〃 片貝山屋町319番地	高野 與
〃	〃 大字山谷1586番地1	佐藤 勇
〃	〃 千谷川一丁目8番23号	久保田 利男
〃	〃 大字桜町2362番地3	小川 武光
監事	小千谷市大字小栗田728番地	南雲 晴夫
〃	〃 高梨町564番地	岡 清市郎
〃	〃 大字坪野630番地1	南雲 信幸

就任年月日 平成24年10月25日

2 退任

理事	小千谷市鴻巣町971番地	川上 東陽 (理事長)
〃	〃 大字小栗田36番地	和田 重和
〃	〃 大字千谷甲2047番地	新保 房夫
〃	〃 高梨町3518番地	大平 由廣
〃	〃 大字山谷1586番地1	佐藤 勇
〃	〃 大字三仏生3092番地2	和田 孝司
〃	〃 片貝町12400番地	安達 政晴
〃	〃 千谷川一丁目8番23号	久保田 利男
〃	〃 大字桜町2362番地3	小川 武光
監事	小千谷市大字坪野608番地1	郷 一行
〃	〃 大字小栗田728番地	南雲 晴夫
〃	〃 片貝町788番地乙	神林 晃

退任年月日 平成24年10月24日

◎新潟県告示第1342号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年11月9日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 345号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
村上市牧目字砂山1362番1から	新	12.4～32.2メートル	146.3メートル

同市松喜和字砂山1568番1まで	旧	11.6～22.5メートル	146.3メートル
------------------	---	---------------	-----------

備考 路線の重用

全区間県道新潟新発田村上線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新潟新発田村上線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
村上市牧目字砂山1362番1から	新	12.4～32.2メートル	146.3メートル
同市松喜和字砂山1568番1まで	旧	11.6～22.5メートル	146.3メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道345号と重用

## ◎新潟県告示第1343号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年11月9日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 一般国道 345号
- 2 供用開始の区間  
村上市牧目字砂山1362番1から同市松喜和字砂山1568番1まで
- 3 供用開始の期日 平成24年11月9日

## ◎新潟県告示第1344号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年11月9日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新潟新発田村上線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
村上市瀬波温泉2丁目1178番5から	新	6.5～18.2メートル	53.7メートル
同市瀬波温泉2丁目1178番14まで	旧	6.5～15.5メートル	53.7メートル

## ◎新潟県告示第1345号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課

において縦覧に供する。

平成24年11月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 新潟新発田村上線
- 2 供用開始の区間  
村上市瀬波温泉2丁目1178番5から同市瀬波温泉2丁目1178番14まで
- 3 供用開始の期日 平成24年11月9日

◎新潟県告示第1346号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年11月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新潟新発田村上線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
村上市瀬波温泉2丁目256番1から 同市瀬波温泉2丁目258番1まで	新	8.4～13.9メートル	54.0メートル
	旧	8.4～13.9メートル	54.0メートル

◎新潟県告示第1347号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年11月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 新潟新発田村上線
- 2 供用開始の区間  
村上市瀬波温泉2丁目256番1から同市瀬波温泉2丁目258番1まで
- 3 供用開始の期日 平成24年11月9日

◎新潟県告示第1348号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年11月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 405号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
中魚沼郡津南町大字秋成9076番1から	新	8.8～20.4メートル	239.2メートル

同郡同町大字秋成9029番1まで	旧	5.4～19.6メートル	239.2メートル
------------------	---	--------------	-----------

## ◎新潟県告示第1349号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。  
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年11月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 405号
- 2 供用開始の区間  
中魚沼郡津南町大字秋成 9076 番 1 から同郡同町大字秋成 9029 番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成24年11月9日

## ◎新潟県告示第1350号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年11月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大桑原芋赤線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
南魚沼市大桑原 574 番 1 から	新	6.6～14.6メートル	827.5メートル
同市雷土新田808番1まで	旧	6.4～12.4メートル	829.3メートル

## ◎新潟県告示第1351号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。  
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年11月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 大桑原芋赤線
- 2 供用開始の区間  
南魚沼市大桑原 574 番 1 から同市雷土新田 808 番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成24年11月9日

## ◎新潟県告示第1352号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成24年11月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 南魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
城山新田(1)地区	南魚沼市城山新田	次の図のとおり	土石流
後山(1)地区	南魚沼市市野江乙	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
後山(2)地区	南魚沼市市野江乙	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
後山(3)地区	南魚沼市市野江乙	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
後山地区	南魚沼市市野江乙	次の図のとおり	地すべり
上野鉱泉(1)地区	南魚沼市上野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上野鉱泉(2)地区	南魚沼市上野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
奥の湯地区	南魚沼市上野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上野(1)地区	南魚沼市上野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上野(2)地区	南魚沼市上野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小黒川(1)地区	南魚沼市上野	次の図のとおり	土石流
小黒川(2)地区	南魚沼市上野	次の図のとおり	土石流
城別当川(1)地区	南魚沼市上野	次の図のとおり	土石流
城別当川(2)地区	南魚沼市上野	次の図のとおり	土石流
刀落沢地区	南魚沼市上野	次の図のとおり	土石流
湯ノ沢地区	南魚沼市上野	次の図のとおり	土石流
小黒沢地区	南魚沼市上野	次の図のとおり	地すべり
荒山(1)地区	南魚沼市荒山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒山(2)地区	南魚沼市荒山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小谷沢地区	南魚沼市荒山	次の図のとおり	土石流
水尾地区	南魚沼市水尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水尾(2)地区	南魚沼市水尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
屋敷入川地区	南魚沼市水尾	次の図のとおり	土石流
水尾入川(1)地区	南魚沼市水尾	次の図のとおり	土石流

水尾入川(2)地区	南魚沼市水尾	次の図のとおり	土石流
茗荷沢(1)地区	南魚沼市茗荷沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
茗荷沢(2)地区	南魚沼市茗荷沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
茗荷沢(3)地区	南魚沼市茗荷沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
菅沢(1)地区	南魚沼市茗荷沢	次の図のとおり	土石流
菅沢(2)地区	南魚沼市茗荷沢	次の図のとおり	土石流
ヨシノイリ(1)地区	南魚沼市茗荷沢	次の図のとおり	土石流
ヨシノイリ(2)地区	南魚沼市茗荷沢	次の図のとおり	土石流
茗荷沢地区	南魚沼市茗荷沢	次の図のとおり	地すべり
黒土地区	南魚沼市黒土・船ヶ沢新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三ツ石沢地区	南魚沼市黒土・船ヶ沢新田	次の図のとおり	土石流
深柄沢地区	南魚沼市黒土・船ヶ沢新田	次の図のとおり	土石流
中柄沢地区	南魚沼市黒土・船ヶ沢新田	次の図のとおり	土石流
大柄沢地区	南魚沼市黒土・船ヶ沢新田	次の図のとおり	土石流
下出浦地区	南魚沼市下出浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
細越地区	南魚沼市下出浦	次の図のとおり	土石流
ガニビラ地区	南魚沼市下出浦	次の図のとおり	土石流
堅木沢地区	南魚沼市下出浦	次の図のとおり	土石流
猿倉沢地区	南魚沼市下出浦	次の図のとおり	土石流
板の沢川地区	南魚沼市下出浦	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
茗ヶ谷地区	南蒲原郡田上町大字川船河	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川船河(2)地区	南蒲原郡田上町大字川船河	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

大形3地区	南蒲原郡田上町大字川船河	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
前山1地区	南蒲原郡田上町大字川船河	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
前山2地区	南蒲原郡田上町大字川船河	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
爺ヶ入地区	南蒲原郡田上町大字川船河	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大坪地区	南蒲原郡田上町大字川船河	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
茗ヶ谷道下地区	南蒲原郡田上町大字川船河	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上大原地区	南蒲原郡田上町大字川船河	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
紙屋沢(1)地区	南蒲原郡田上町大字川船河	次の図のとおり	土石流
紙屋沢(2)地区	南蒲原郡田上町大字川船河	次の図のとおり	土石流
茗ヶ谷川地区	南蒲原郡田上町大字川船河	次の図のとおり	土石流
爺ヶ入沢(1)地区	南蒲原郡田上町大字川船河	次の図のとおり	土石流
爺ヶ入沢(2)地区	南蒲原郡田上町大字川船河	次の図のとおり	土石流
爺ヶ入沢(3)地区	南蒲原郡田上町大字川船河	次の図のとおり	土石流
七曲沢地区	南蒲原郡田上町大字川船河	次の図のとおり	土石流
水ノ入沢地区	南蒲原郡田上町大字川船河	次の図のとおり	土石流
金ノ沢地区	南蒲原郡田上町大字川船河	次の図のとおり	土石流
鷲ヶ沢地区	南蒲原郡田上町大字川船河	次の図のとおり	土石流
樺沢地区	南蒲原郡田上町大字川船河	次の図のとおり	土石流
馬通沢(1)地区	南蒲原郡田上町大字川船河	次の図のとおり	土石流
馬通沢(2)地区	南蒲原郡田上町大字川船河	次の図のとおり	土石流
馬通沢(3)地区	南蒲原郡田上町大字川船河	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

#### ◎新潟県告示第1353号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成24年11月9日

新潟県知事 泉田 裕彦



## 1 南魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
後山(2)地区	南魚沼市市野江乙	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上野鉱泉(1)地区	南魚沼市上野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上野鉱泉(2)地区	南魚沼市上野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
奥の湯地区	南魚沼市上野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上野(1)地区	南魚沼市上野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上野(2)地区	南魚沼市上野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
城別当川(2)地区	南魚沼市上野	次の図のとおり	土石流
刀落沢地区	南魚沼市上野	次の図のとおり	土石流
湯ノ沢地区	南魚沼市上野	次の図のとおり	土石流
荒山(2)地区	南魚沼市荒山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小谷沢地区	南魚沼市荒山	次の図のとおり	土石流
水尾地区	南魚沼市水尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水尾(2)地区	南魚沼市水尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
屋敷入川地区	南魚沼市水尾	次の図のとおり	土石流
茗荷沢(1)地区	南魚沼市茗荷沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
茗荷沢(2)地区	南魚沼市茗荷沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
茗荷沢(3)地区	南魚沼市茗荷沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
菅沢(1)地区	南魚沼市茗荷沢	次の図のとおり	土石流
ヨシノイリ(1)地区	南魚沼市茗荷沢	次の図のとおり	土石流
ヨシノイリ(2)地区	南魚沼市茗荷沢	次の図のとおり	土石流
黒土地区	南魚沼市黒土・船ヶ沢新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三ツ石沢地区	南魚沼市黒土・船ヶ沢新田	次の図のとおり	土石流

深柄沢地区	南魚沼市黒土・船ヶ沢新田	次の図のとおり	土石流
大柄沢地区	南魚沼市黒土・船ヶ沢新田	次の図のとおり	土石流
下出浦地区	南魚沼市下出浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
細越地区	南魚沼市下出浦	次の図のとおり	土石流
堅木沢地区	南魚沼市下出浦	次の図のとおり	土石流
猿倉沢地区	南魚沼市下出浦	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
茗ヶ谷地区	南蒲原郡田上町大字川船河	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川船河(2)地区	南蒲原郡田上町大字川船河	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
前山1地区	南蒲原郡田上町大字川船河	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
前山2地区	南蒲原郡田上町大字川船河	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
爺ヶ入地区	南蒲原郡田上町大字川船河	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大坪地区	南蒲原郡田上町大字川船河	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
茗ヶ谷道下地区	南蒲原郡田上町大字川船河	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上大原地区	南蒲原郡田上町大字川船河	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
紙屋沢(1)地区	南蒲原郡田上町大字川船河	次の図のとおり	土石流
紙屋沢(2)地区	南蒲原郡田上町大字川船河	次の図のとおり	土石流
茗ヶ谷川地区	南蒲原郡田上町大字川船河	次の図のとおり	土石流
爺ヶ入沢(1)地区	南蒲原郡田上町大字川船河	次の図のとおり	土石流
爺ヶ入沢(3)地区	南蒲原郡田上町大字川船河	次の図のとおり	土石流
七曲沢地区	南蒲原郡田上町大字川船河	次の図のとおり	土石流
水ノ入沢地区	南蒲原郡田上町大字川船河	次の図のとおり	土石流

鷺ヶ沢地区	南蒲原郡田上町大字川船河	次の図のとおり	土石流
樺沢地区	南蒲原郡田上町大字川船河	次の図のとおり	土石流
馬通沢(2)地区	南蒲原郡田上町大字川船河	次の図のとおり	土石流
馬通沢(3)地区	南蒲原郡田上町大字川船河	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

#### ◎新潟県告示第1354号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり変更し、施行する。

平成24年11月9日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 中条都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・4・2号中条駅前通り線(他2線)
- 2 施行者の名称  
新潟県
- 3 事務所の所在地  
新潟市中央区新光町4番地1
- 4 事業地の所在
  - (1) 収容の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし
- 5 事業施行期間  
平成19年1月16日から平成28年3月31日まで

#### ◎新潟県告示第1355号

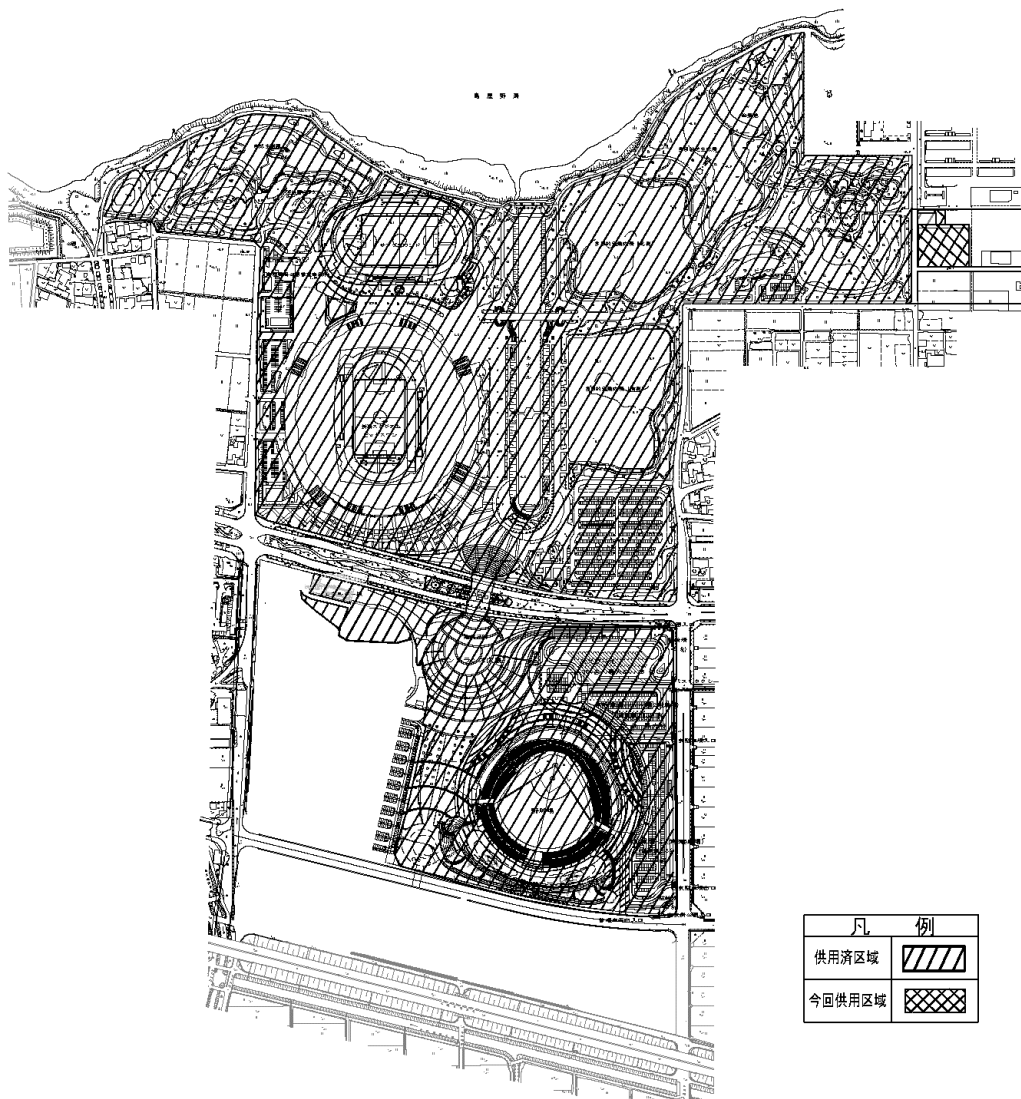
都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2及び新潟県都市公園条例(昭和60年新潟県条例第46号)第14条の規定により、都市公園の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

平成24年11月9日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 都市公園の名称  
新潟県立鳥屋野潟公園
- 2 都市公園の位置  
新潟市中央区久蔵興野字中沖、鐘木、清五郎字川西及び字川東、長潟字大場、字宮谷内、字新田前、字長潟、字長谷内及び字北谷内並びに女池南3丁目
- 3 変更に係る都市公園の区域  
新潟市中央区長潟字長谷内及び字北谷内の一部(別紙図面のとおり)
- 4 変更に係る区域の供用開始の期日  
平成24年11月9日

新潟県立鳥屋野潟公園（新潟県スポーツ公園）・供用開始区域



## ◎新潟県告示第1356号

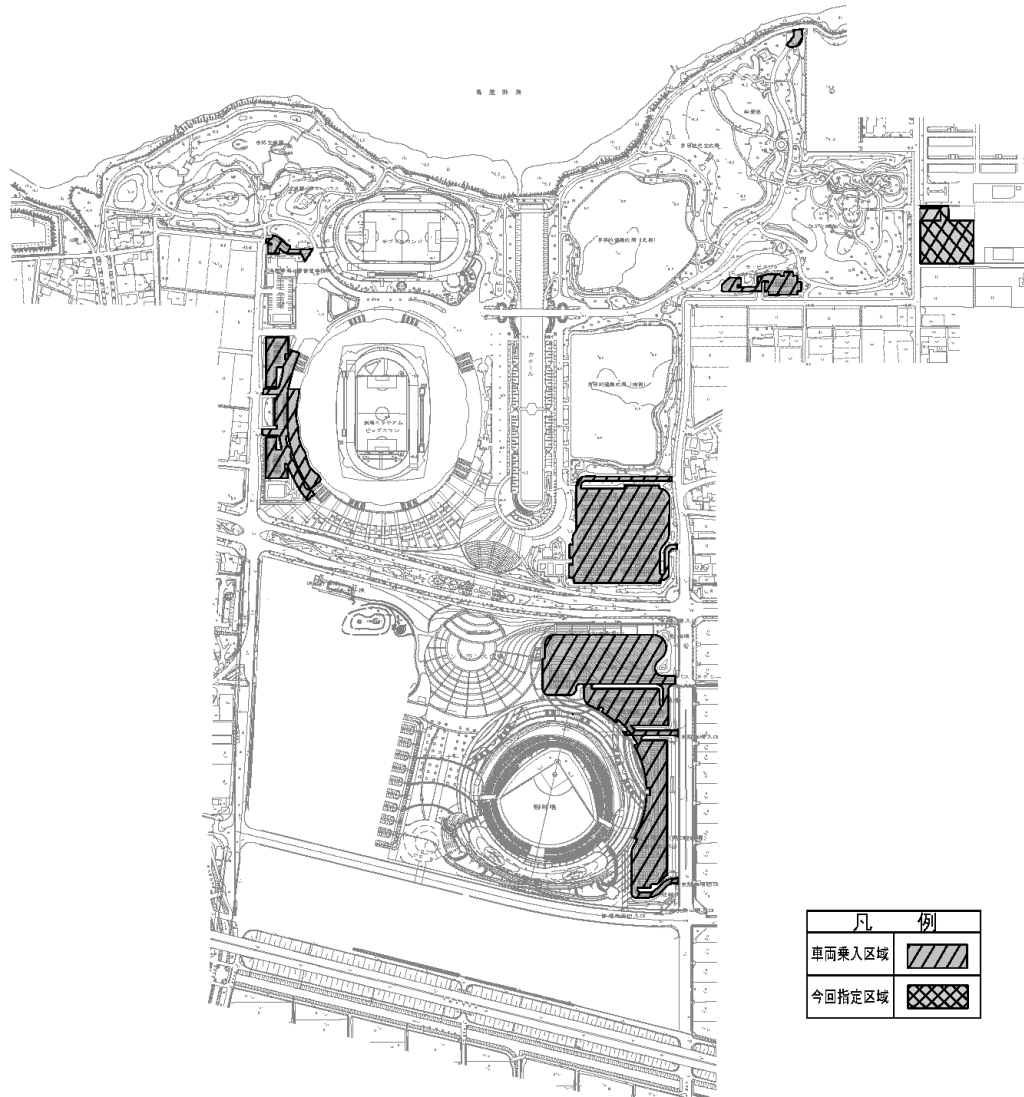
新潟県都市公園条例（昭和60年新潟県条例第46号）第4条第8号に規定する車両の乗り入れができる場所を次のとおり指定する。

平成24年11月9日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 都市公園の名称  
新潟県立鳥屋野潟公園
- 2 公園施設の種類  
駐車場
- 3 位置  
新潟市中央区長潟字長谷内及び字北谷内の一部
- 4 区域  
別紙図面のとおり

新潟県立鳥屋野潟公園（新潟県スポーツ公園）・車両乗入区域



## 公 告

## 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成24年11月9日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 長岡アークプラザ南  
所在地 長岡市古正寺町字中割56外  
設置者 アークランドサカモト株式会社ほか2者
- 2 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻  
・アークランドサカモト株式会社  
(変更前) 午前9時30分  
(変更後) 午前7時
  - (2) 来客が駐車場を利用できる時間帯  
(変更前) 午前9時から午後20時30分  
(変更後) 午前6時30分から午後20時30分
- 3 変更を予定する年月日  
平成24年10月30日
- 4 変更の理由  
お客様の要望に対応するため。
- 5 届出年月日  
平成24年10月29日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業振興課  
(なお、長岡市商工部商業振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間  
平成24年11月9日から平成25年3月9日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

## 病院局公告

## 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、内視鏡業務支援システムについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成24年11月9日

新潟県立がんセンター新潟病院長 横山 晶

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入等件名及び数量  
内視鏡業務支援システム 1式
  - (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。

## (3) 納入期限

平成25年2月28日(木)

## (4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に記載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2313

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

## 4 入札、開札の日時及び場所

平成24年11月20日(火)午前10時00分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

## 5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

② 詳細は入札説明書による。



## 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、デジタルガンマカメラ装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達にはWTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成24年11月9日

新潟県立新発田病院長 矢澤 良光

## 1 入札に付する事項

## (1) 購入等件名及び数量

デジタルガンマカメラ装置 1式

## (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 納入期限

平成25年 3月29日（金）

## (4) 納入場所

新潟県立新発田病院

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登録されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院経営課

電話番号 0254-22-3121 内線2516

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成24年12月18日（火）午後5時00分

## 4 入札、開札の日時及び場所

平成24年12月20日（木）午前10時00分

新潟県立新発田病院 5階大会議室

## 5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出

しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

② 詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased;

Digital Gamma Camera System [1]set

(2) Deadline for bid submission

10:00A.M. December 20, 2012

(3) For more information, contact;

Department of Administration, Niigata Prefectural Shibata Hospital

\*address: 1-2-8 Hon-cho, Shibata-City, Niigata

〒957-8588

JAPAN

TEL 0254-22-3121 Ext. 2516

企業局管理規程

新潟県企業局管理規程第7号

新潟県企業局の自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年11月9日

新潟県企業管理者 藤澤 浩一

新潟県企業局の自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程

新潟県企業局の自家用電気工作物保安規程（昭和40年新潟県企業局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後			改正前		
<b>別表第1（第2条関係）</b> 自家用電気工作物の責任分界点			<b>別表第1（第2条関係）</b> 自家用電気工作物の責任分界点		
自家用電気工作物	保安上の責任分界点		自家用電気工作物	保安上の責任分界点	
(略)			(略)		
上越工業用水道 上越利水事務所	新潟県上越市大字寺所在の上越利水事務所構内において東北電力株式会社配電線に接続する県の引込柱上に施設する開閉器の電源側端子とする。		上越利水事務所	新潟県上越市大字寺所在の上越利水事務所構内において東北電力株式会社配電線に接続する県の引込柱上に施設する開閉器の電源側端子とする。	
上越工業用水道 黒井中継ポンプ場	新潟県上越市大字黒井字土屋421番地20所在の上越工業用水道黒井中継ポンプ場構内において東北電力株式会社配電線に接続する県の引込柱電源側接続端子とする。				
<b>別表第3（第4条関係）</b> 保安業務分掌			<b>別表第3（第4条関係）</b> 保安業務分掌		
所属	分掌業務	分掌する自家用電気工作物	所属	分掌業務	分掌する自家用電気工作物
(略)			(略)		
上越利水所	1 工業用水道施設の工事の起工、施行及び監理に関する事項 2 工業用水道施設の維持管理及び保守に関する事項	上越工業用水道 上越利水事務所 黒井中継ポンプ場	上越利水所	1 工業用水道施設の工事の起工、施行及び監理に関する事項 2 工業用水道施設の維持管理及び保守に関する事項	上越利水事務所

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第9号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年11月9日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表第2（老人ホーム）			別表第2（老人ホーム）		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
柏崎市	(略) 介護付有料老人ホーム 駅前桜寿 <u>特別養護老人ホーム</u> <u>たんねの里</u>	(略) 柏崎市駅前2丁目1-35 <u>柏崎市大字谷根31</u> <u>90番地1</u>	柏崎市	(略) 介護付有料老人ホーム 駅前桜寿	(略) 柏崎市駅前2丁目1-35
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。